

---

# 序章



# 1. 計画の基本理念 — 松戸みどりの市民憲章 —

## (1) 緑の基本計画の目的と見直しの背景

緑の基本計画は、時の流れに育まれた郷土の文化と自然とに立脚し、緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる計画です。本計画は、本市の緑の状況、まちづくりの方向、本市の緑を取りまく社会的な潮流、市民の緑に対するニーズの変化にあわせて、本市の緑全般の中長期計画として策定するものです。

平成10年に、平成32年(2020年)を計画の目標年次とする「松戸市緑の基本計画」を策定しましたが、策定から10年が経過したため、この間の社会情勢の変化や景観法の制定や都市緑地法の改正、都市公園法の改正などへの対応、緑に関するデータの更新を図りながら、今回、現計画の評価・見直しを行い策定したものです。

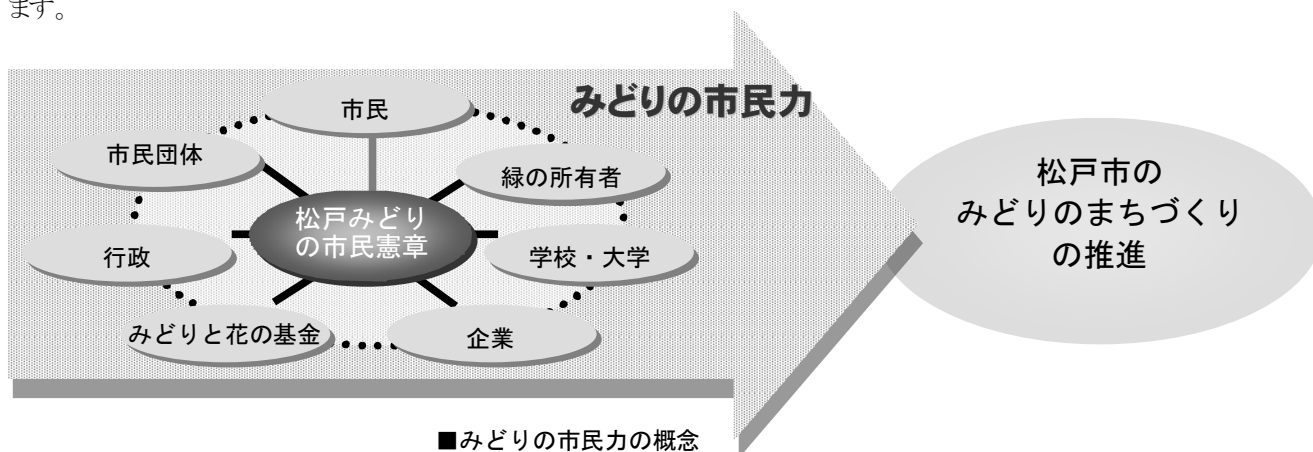
**\* 景観法**  
都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制や支援の仕組みなどを定めた、我が国で初めての景観についての総合的な法律。平成16年に制定された。

## (2) 松戸みどりの市民憲章とみどりの市民力

緑の基本計画の策定以降、本市はさまざまな施策を推進してきました。その一つとして、松戸市緑の条例に基づき緑推進委員会を設置しました。

緑推進委員会の成果の一つとして、平成16年10月1日に「松戸みどりの市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、さまざまな恩恵を与えてくれるみどりは健康的で快適な市民生活の享受に欠かせないものであり、みどりとともに暮らすことの豊かさを、市民の誰もが認識することが必要である、との思いから、市民・企業・行政の3者が一体となって、松戸のみどりを育てていくために、理念・基本姿勢・誓いなどを盛り込んだものです。

そこで、本計画(改定版)では、この松戸みどりの市民憲章をみどりのまちづくりの理念として位置づけます。また、松戸みどりの市民憲章の理念に基づいた市民、企業、行政、市民団体、学校・大学、(財)松戸みどりと花の基金、緑の所有者などの各主体の結束によって、みどりに関する課題を解決していく力を「みどりの市民力」と位置づけ、松戸市のみどりのまちづくりを推進していきます。



### ◆松戸みどりの市民憲章◆

私たちのまわりには、樹木、草花、水、土、空そしてさまざまな生きものから構成されるみどりが存在しています。私たちは、自身と輝かしい未来を担う子どもたちの幸せのために、これまで育まれてきたみどりの財産を分かち合い、守り育て、豊かにしていきます。そのために、市民・企業・行政の三者が、それぞれの立場において、みどりのもたらす恵みに想いを寄せ、自覚と責任、対話と協働に基づいて行動します。

1. 松戸市民はみどりと暮らす豊かさを大切にします。
1. 千年来のみどりの声に耳を傾け、百年後のみどりを育てます。
1. 子どもたちの夢とあそびを受けとめるみどりをいっぱいにします。

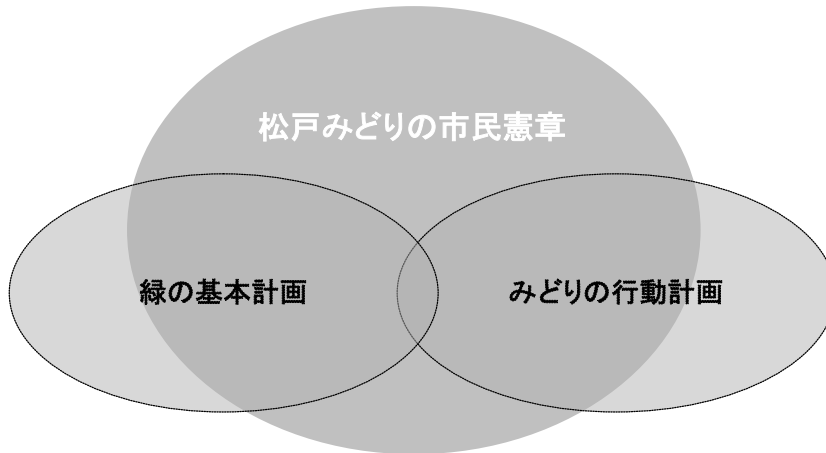
**(3) 緑の基本計画を中心としたみどりのまちづくりの推進**

緑の基本計画は、「松戸みどりの市民憲章」をみどりのまちづくりにかかわる超長期的な理念として位置づけ、緑の保全・創出・管理を目標として、総合的に推進する中長期的計画です。

また、緑推進委員会では、緑の基本計画と関連づけながら、松戸みどりの市民憲章のアクションプランとしての役割を担う短期的な計画を「みどりの行動計画」として位置づけ、これまでに、市民との協働によって、木や花に名札をつけることや、みどりのマップづくりに取り組んできました。

このように、本市のみどりのまちづくりは、緑の基本計画とみどりの行動計画を中心として推進します。

\* 超長期・中長期  
行政の定める計画において「長期」とは概ね 20 年を指し、超長期とはそれを超える年月、「中長期」は概ね 10 年～20 年を指す。



緑の保全・創出・管理に関する中長期の計画      松戸みどりの市民憲章の短期のアクションプラン  
(テーマに基づき市民との協働で実施するプログラム)

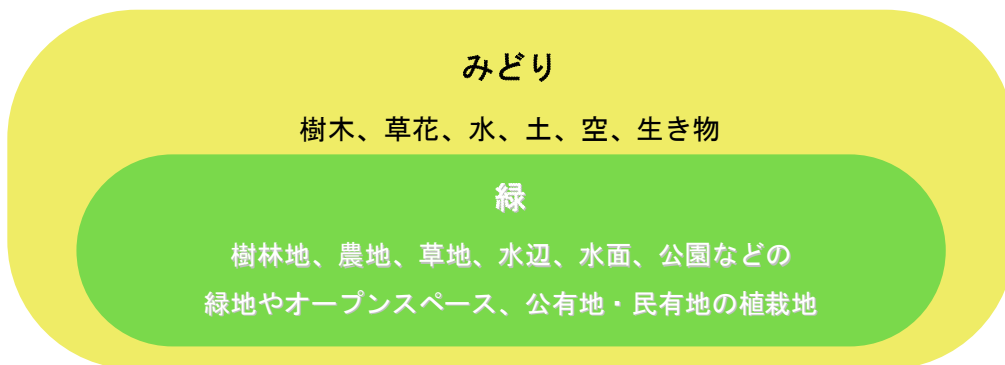
■ 松戸みどりの市民憲章・緑の基本計画・みどりの行動計画の関係

**(4) 「みどり」と「緑」の概念**

本計画で対象とする「緑」は、樹林地、農地、草地、河川などの水面、公園などの緑地やオープンスペース、学校のグラウンド、民有地の住宅・事業所・工場・商業店舗などの樹木や生垣・草花などを指します。

さらに、このような「緑」のあり方を考えることにより、松戸みどりの市民憲章で謳われている、樹木、草花、水、土、空やさまざまな生き物から構成され、また人とのかかわりにおいて、安らぎやうるおいを与える「みどり」をより豊かにしていくことを目指します。

\* オープンスペース  
公園、広場、農地など、建築物によって覆われていない土地の総称。



■ 「みどり」と「緑」(計画で対象とする緑地)の概念図

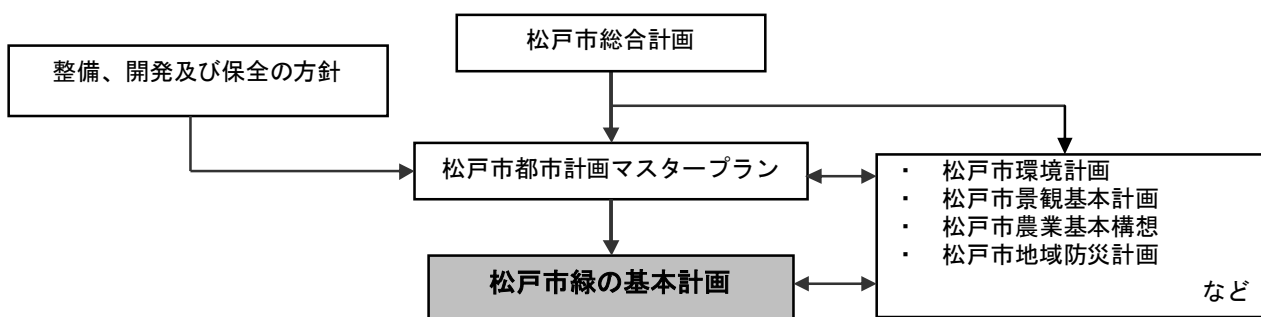
## 2. 計画の基本事項

### (1) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて、市町村が主体となって策定する計画であるとともに、松戸市緑の条例に位置づけられた計画です。また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とも整合を保つほか、「松戸市総合計画」の実現のための緑に関するマスタープランとして位置づけられます。同時に「松戸市都市計画マスタープラン」と適合することで施策の都市計画上の担保が得られることとなります。

このほか、「松戸市環境計画」「松戸市農業基本構想」「松戸市地域防災計画」「松戸市景観基本計画」などが策定されています。これらの計画に関係する事業についても、本計画で記載する事項は各事業を推進するうえでの指針となるものであり、各事業実施の段階で調整が行われることとなります。

また、本計画は、事業進捗を確認しながら実施していくものとし、社会情勢や市内の環境変化などにあわせながら、必要に応じて見直しを行うこととなります。

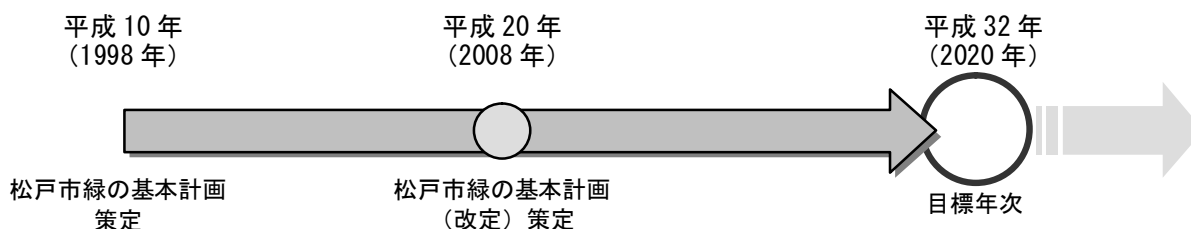


■緑の基本計画の位置づけ

### (2) 計画期間および将来人口

本計画は、「松戸市総合計画」の緑に関する実現化計画であるため、計画の前提条件も「松戸市総合計画」の中の基本構想に準拠します。

従って計画の目標年次は2020年(平成32年)とし、この時点での人口を約50万人と設定します。



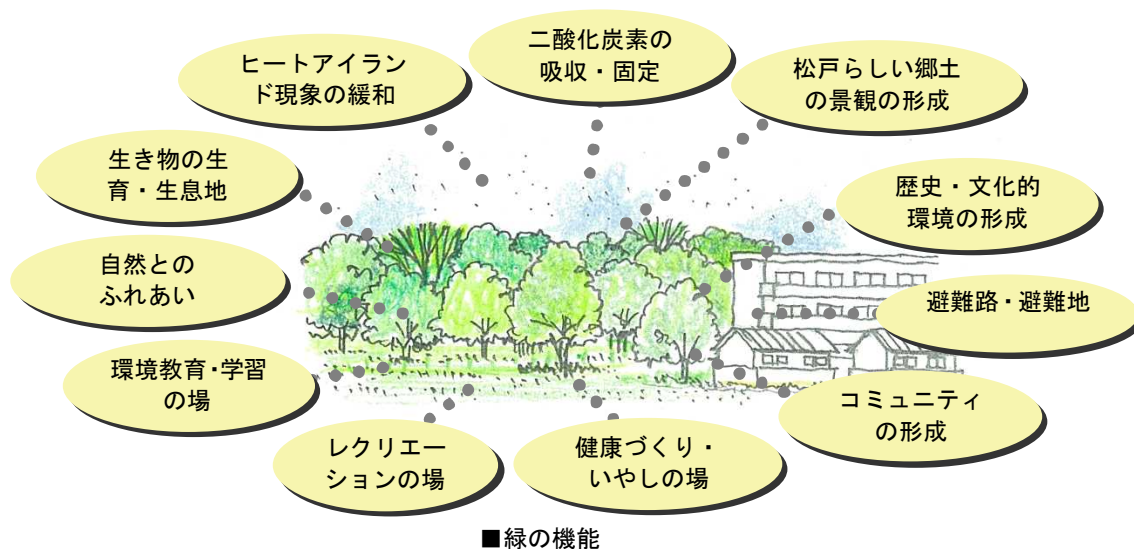
■緑の基本計画の目標年次

**(3) 計画で期待する緑の機能**

緑は私たちの生活を様々な面で支えています。緑は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場となることをはじめ、生き物の生育・生息環境を形成するとともに、災害時には避難路や避難地としての役割を果たします。また、ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化対策に貢献する二酸化炭素の吸収・固定などの環境の改善にも重要な機能を有しています。さらに、松戸らしい美しい景観の形成や歴史・文化的な環境の保全などにも役立っています。

本計画では、緑の機能を補完しあうように市内に配置することを基本的な考え方としました。これにより、効果的に緑の恩恵が市民にもたらされることが期待できます。

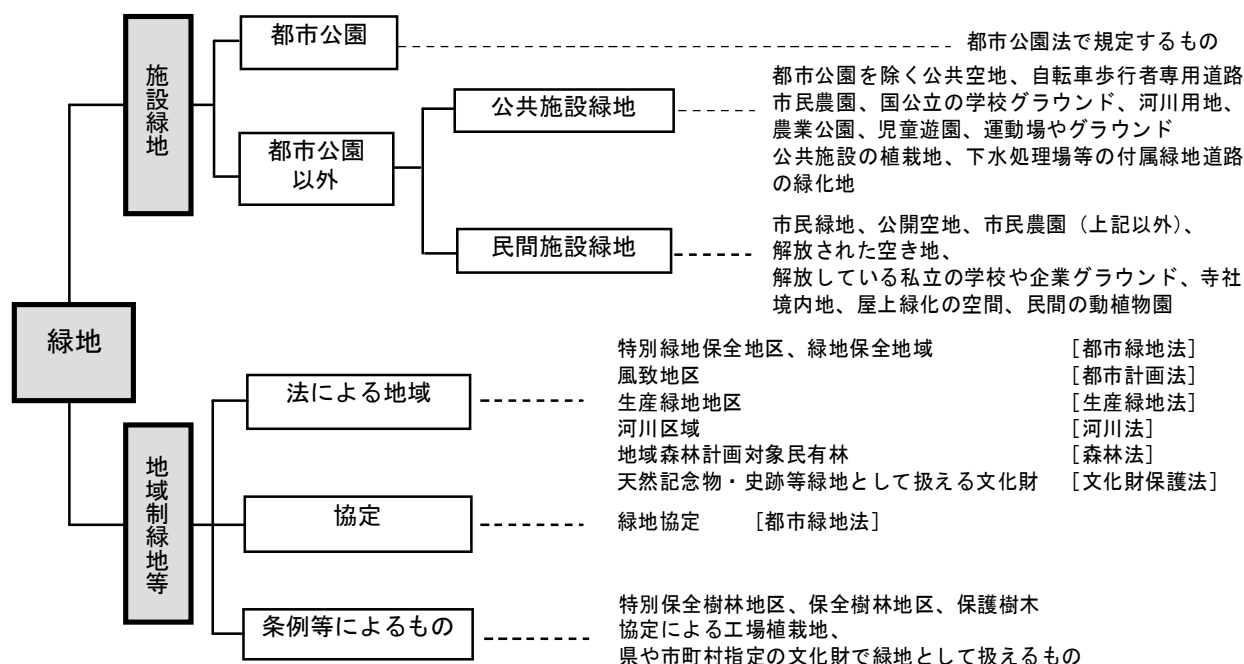
\* ヒートアイランド現象  
都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリート、アスファルトなどの地表面の状態によって、都市内の温度が郊外部と比較して高くなる現象。



■緑の機能

**(4) 計画で対象とする緑地の分類**

計画で対象とする緑地は、公園などの施設として整備された「施設緑地」と、法令により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地」に大きく区分することができます。



■緑地の種類

\* 出典：「新編 緑の基本計画ハンドブック」2007年4月（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）を修正・加筆

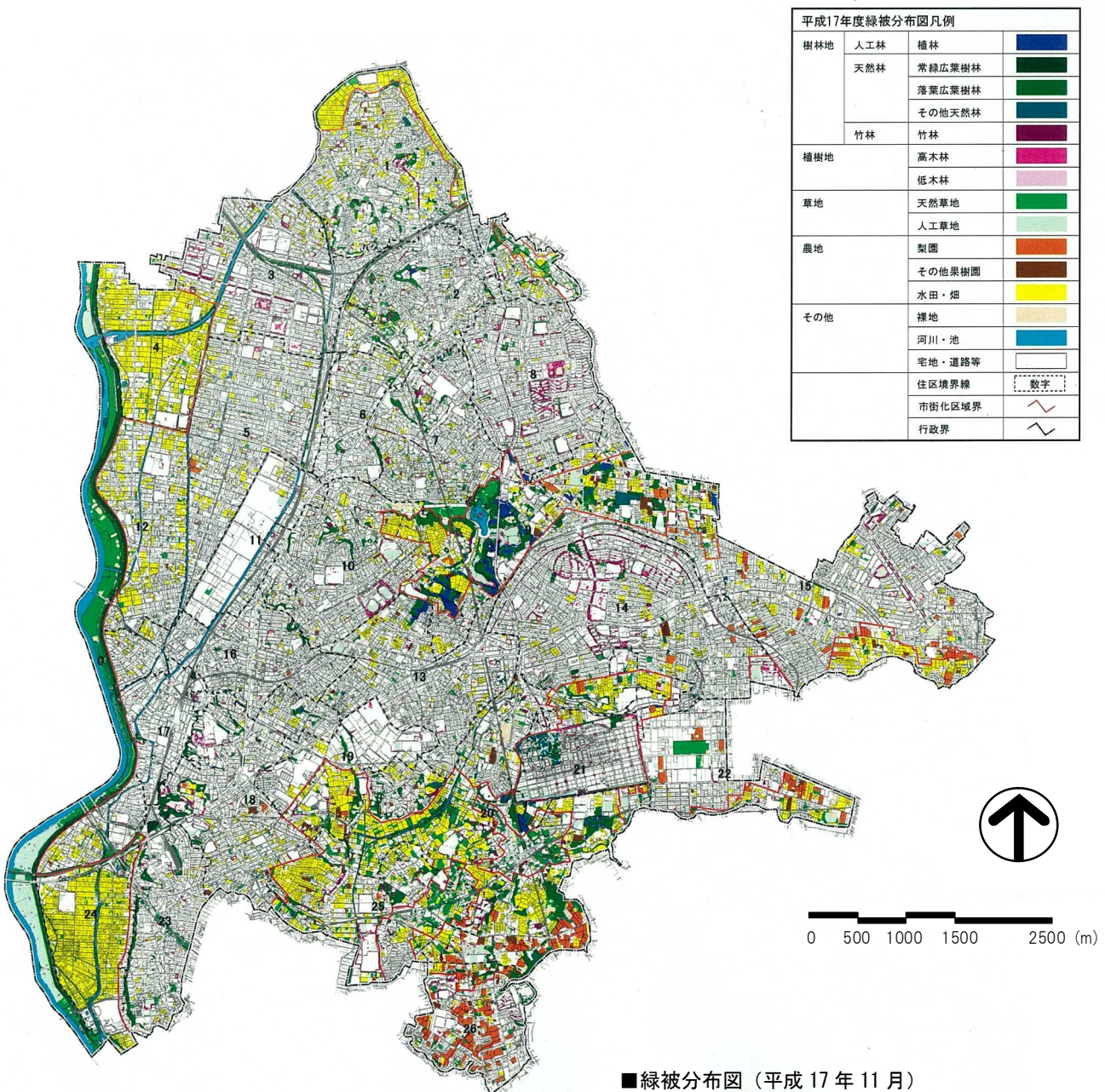
### 3. 緑の状況

#### (1) 緑被地の状況

市全体の緑被地は約 1,880ha で、市の面積に対して 30.6%と、市の3分の1程度の土地が緑で覆われています。これらの緑の中で、最も面積が大きいのは農地で、次いで、草地・植樹地・樹林地の順となっています。

緑の分布をみると、緑被率が 50%以上を占める地区は、市街化調整区域を含む地区にみられます。金ケ作では多くの緑が 21 世紀の森と広場に存在しています。江戸川河川敷では草地在が主な緑となっています。緑被率が 30~50%未満の地区では、農地が主な緑となっています。緑被率が 20%未満の少ない地区はJR常磐線・新京成線沿いの住宅地を含む地区にみられます。

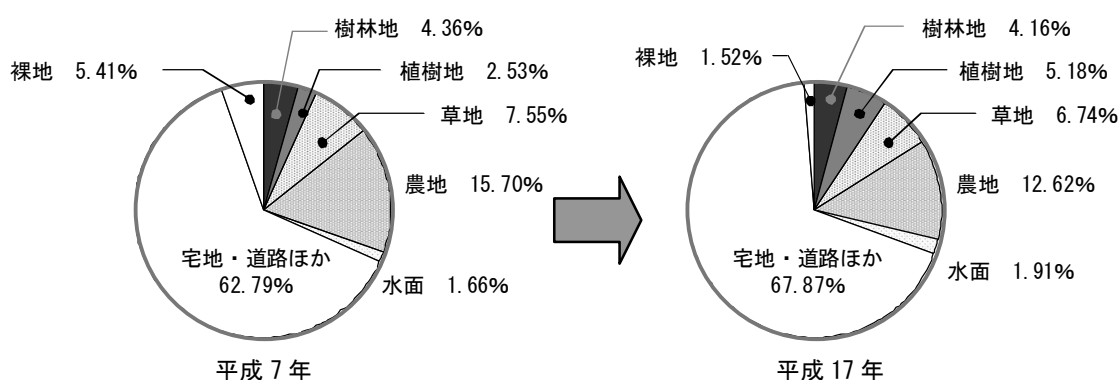
緑被率の変化をみると、平成7年から平成17年にかけて、市全体で約 1.2ポイント減少していました。緑の種類でみると、農地・草地在が大きく減少しており、特に農地が約3ポイント減少しています。



■緑被地の状況（平成7年と17年）

		面積 (ha)	
		平成7年	平成17年
緑被地	樹林地	267.21	255.46
	植樹地	154.99	317.59
	草地	463.27	413.12
	農地	963.13	774.08
	河川・池	101.74	117.33
	計	1,950.34	1,877.58
	緑被地の割合	31.80%	30.61%
宅地・道路等		3,851.05	4,162.48
裸地		331.61	92.94
市域面積		6,133.00	6,133.00

※平成7年に比べ植樹地の面積が増加しているのは、平成17年調査では写真撮影・緑被判読がデジタル化したため、前回の調査では抽出できなかった緑被面積が詳細に測定されたことによるものです。



■緑被状況の変化

...(2)..自然などの状況.....

本市は都心から20km圏に位置し、千葉県東葛地域(北西部)に位置します。西は江戸川を境に東京都葛飾区、埼玉県三郷市と接し、南は市川市、東は鎌ヶ谷市、東から北にかけて柏市、流山市と接しています。市域面積は61.33km<sup>2</sup>で、東西11.0km、南北11.5kmと、ほぼヒシガタをもった広がりとなっています。

市域の東側は下総台地の一部に属する起伏の多い台地であり、台地の中には樹枝状に谷が深く入り込んでいます。その表面は、関東ローム層であり、下部は成田層で砂や粘土の互層となっています。市域の西側は江戸川を背後に控えた低地であり、河川沿いに形成された沖積層となっています。台地と低地部の高低差は25m前後であり、台地の崖下などには多くの湧水が見られます。

台地部では、常緑広葉樹林としてシラカシなどのカシ類、低地部や斜面林などではケヤキ、エノキ、ムクノキ、ミズキ等が優占する落葉広葉樹林が住宅地に隣接して点在しています。面積は少なくなりましたが、市内河川や湿地ではヤナギやハンノキといった河辺林もあります。これらの樹木と、コナラ・イヌシデを中心とした落葉広葉樹とスダジイ・タブノキなどの常緑広葉樹が混在しています。また、人工林はスギ林が多く、アカマツ林も以前は多くありましたが、今はあまり存在しません。これらの自然環境においてさまざまなホ乳類・鳥類・ハ虫類・両生類・昆虫などが生息しています。

### (3) 公園緑地などの状況

市内には全体で 556 箇所、約 443ha の公園緑地が整備されています。このうち市街化区域で 510 箇所、約 217ha、市街化調整区域で 46 箇所、約 226ha が整備されています。人口 1 人あたりの公園緑地の面積は 9.3 m<sup>2</sup>となっています。また、半数近くの公園は整備してから 30 年以上を経過しています。

また、市内で保全の対象となっている地域制緑地は、市街地内の保全すべき農地である生産緑地地区、市の緑の条例による特別保全樹林地区などで、現在 379.6ha が指定されています。

\*公園緑地  
ここでは、都市公園法に基づく都市公園に、こどもの遊び場、グラウンド、その他の広場などの公園的な機能を有する公共施設緑地を加えたものをいう。都市公園の詳細は資料編参照 (P101)。

■公園緑地の設置状況（平成 20 年 3 月）

公園緑地			市街化区域		都市計画区域	
			整備量		整備量	
			箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
住区基幹公園	街区公園	248	47.59	252	47.99	
	近隣公園	11	20.68	12	23.28	
地区公園	地区公園	1	4.05	1	4.05	
	総合公園	0	0	1	50.06	
都市基幹公園	運動公園	1	10.00	1	10.00	
	基幹公園計	261	82.32	267	135.38	
特殊公園	歴史公園	2	3.07	2	3.07	
	動植物公園	1	1.00	1	1.00	
	墓園	0	0	1	104.70	
都市緑地		99	9.80	104	28.87	
その他の公園計		102	13.87	108	137.64	
都市公園計		363	96.19	375	273.02	
公共施設緑地		147	120.33	181	170.45	
公園緑地合計		510	216.52	556	443.47	
人口（平成 19 年 10 月 1 日現在）476,792 人（1 人当たり 9.3 m <sup>2</sup> ）						



松戸中央公園（近隣公園）



松戸運動公園（運動公園）

■地域制緑地の指定状況（平成 20 年 3 月）

種別		箇所	面積 (ha)
法によるもの	生産緑地地区	602	159.5
	地域森林計画対象民有林	—	125.0
条例等によるもの	保全樹林地区	557	54.6
	特別保全樹林地区	45	4.5
	協定等によるもの	12	36.0
合計		1,216	379.6

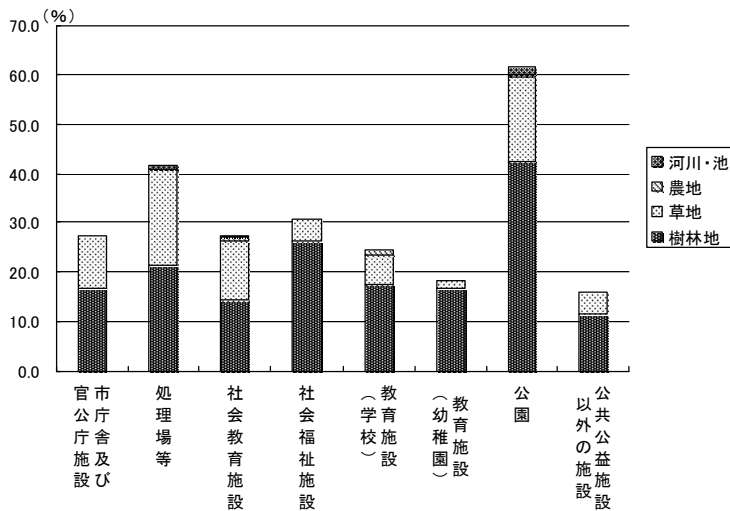


**(4) 公共施設の緑化状況**

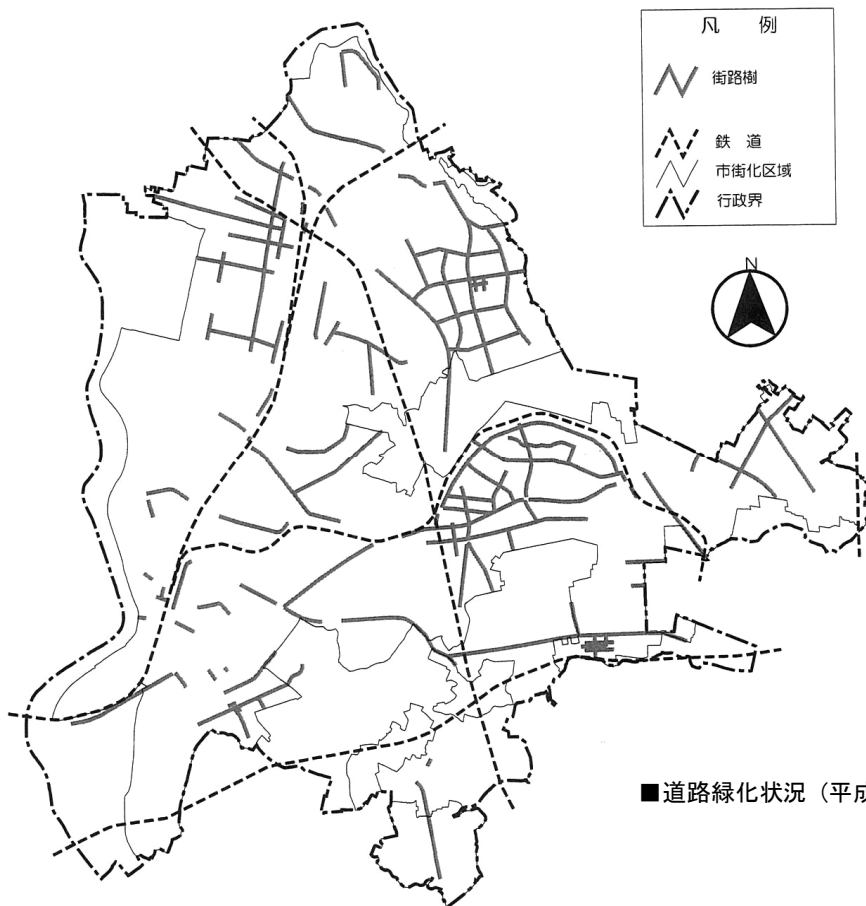
市内の公共公益施設の緑被率は、平均で 43.4%となっています。

施設別でみると、最も緑が多いのは公園で、次いで処理場等(クリーンセンターなど)、社会福祉施設(総合福祉会館など)、市庁舎及び官公庁舎、社会教育施設(市民会館など)の順となっています。

市内街路樹の総延長は約 79km(国道・県道を含む)です。主な樹種は、ソメイヨシノ・ケヤキ・イチョウ・マテバシイなどです。街路樹が多い地区は、小金原地区や常盤平地区で、特に常盤平のサクラ・ケヤキ並木は全国的にも有名です。



■ 公共公益施設の緑被状況 (平成 17 年 11 月)



■ 道路緑化状況 (平成 17 年 12 月)

## 4. 緑に対する市民の意識

緑に対する市民の意識を、最近行われたアンケート調査をもとに把握します。

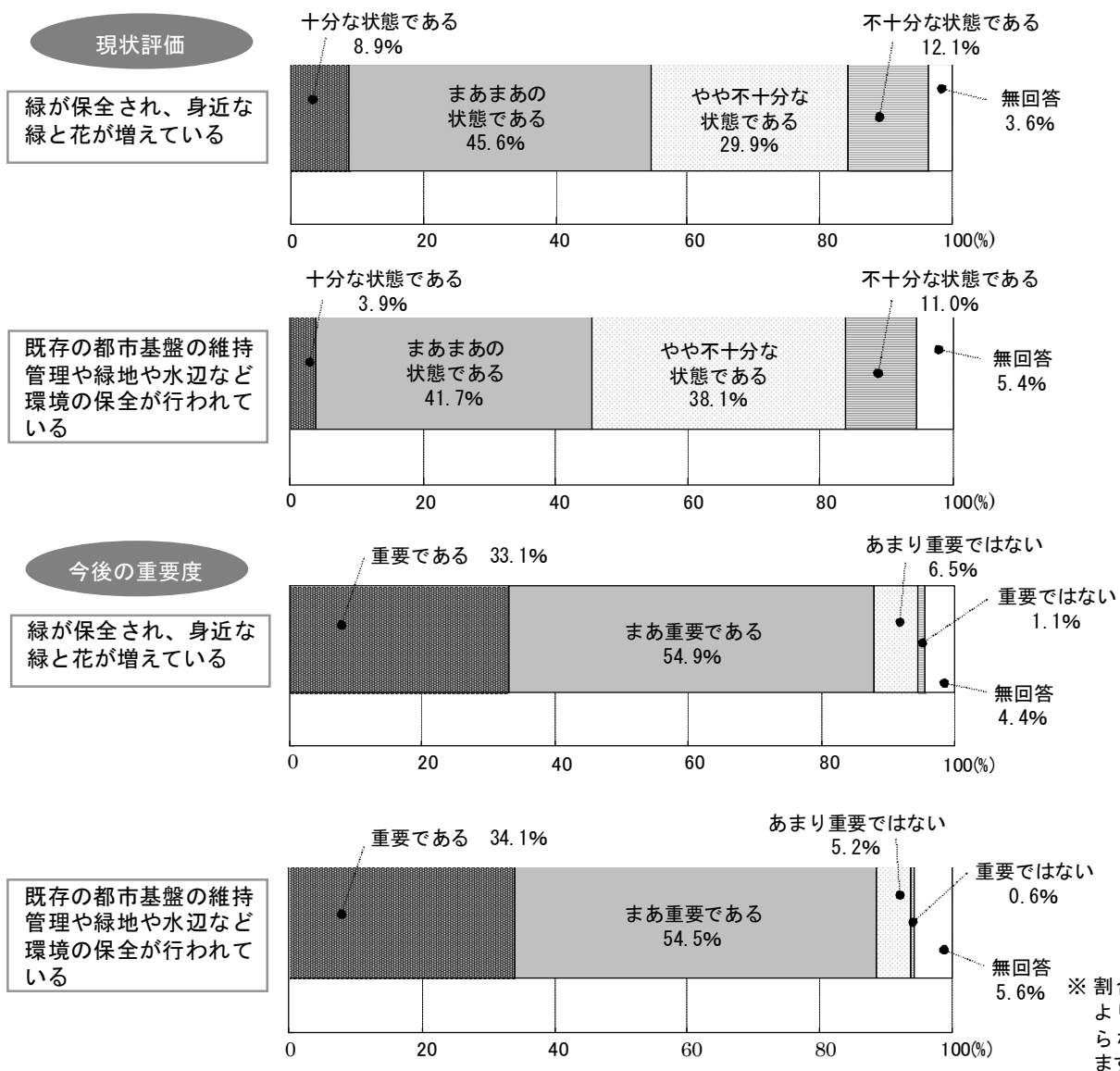
### (1) 現状の緑の評価と今後の重要性

現状として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対する評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると 54.5%です。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する現状の評価としては、「十分な状態である」「まあまあ状態である」をあわせると 45.6%で、「不十分な状態である」「やや不十分な状態である」をあわせた 49.1%に対し、不十分とする意識が上回っています。

今後の重要性として、「緑が保全され、身近な緑と花が増えている」に対しては、「重要である」「まあ重要である」をあわせると 88%に達します。また、「既存の都市基盤の維持管理や緑地や水辺など環境の保全が行われている」に対する今後の重要性については、「重要である」「まあ重要である」をあわせると 88.6%に達します。

以上のことから、現状における緑の評価は、おおむね半分の市民が満足としているとともに、今後の重要性については、多くの市民が重要であると認識していることがわかります。

「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より

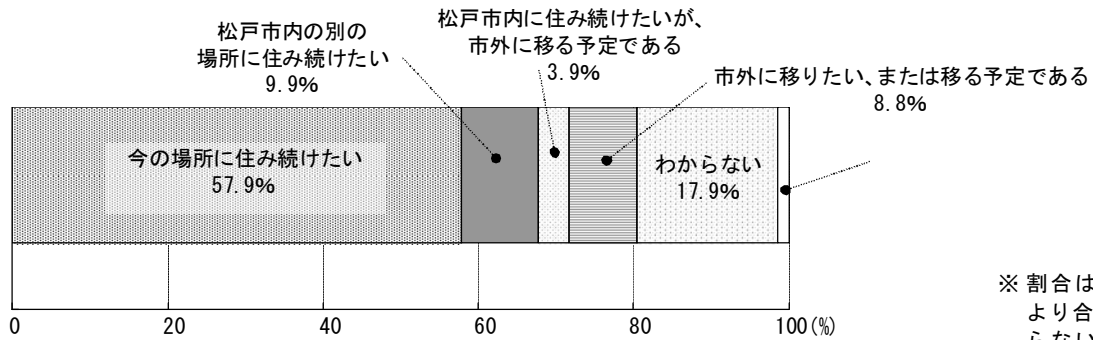


4. 緑に対する市民の意識

(2) 定住意向と緑

松戸市に対する市民の定住意向としては、「今後も今の場所に住み続けたい」が 57.9%にのびます。その理由として、「東京に近い」(34.5%)、「通勤や通学に便利」(33.7%)に次いで、「緑が多く、静かな住環境に満足している」(32.5%)と、3番目に緑を定住する要因に挙げています。

「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より

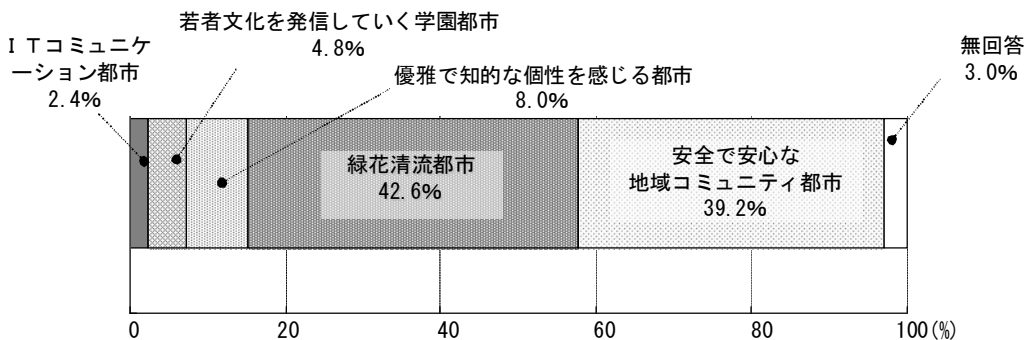


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(3) 今後のまちづくりのイメージ

松戸市に望む今後のまちのイメージづくりとしては、「新たな開発よりも、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした緑花清流都市」を選択した市民は 42.6%と最も多い結果となりました。

「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より

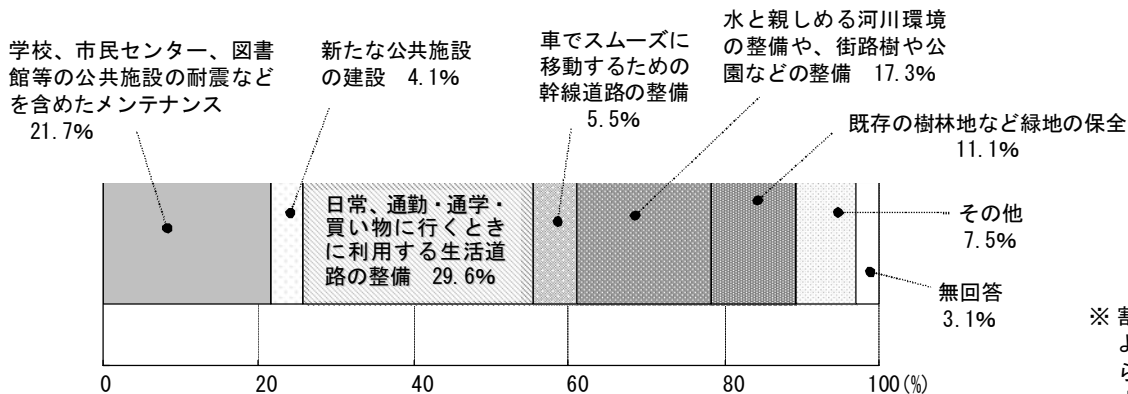


※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

(4) 財源の投資と緑

今後の松戸市の都市基盤について、限られた財源の中で、重点的に投資すべき施設・設備については、「水と親しめる河川環境の整備や街路樹や公園などの整備」については 17.3%、「既存の樹林地など緑地の保全」については 11.1%となっており、緑や水辺の整備については、あわせて 28.4%の市民が投資すべきとしています。

「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)より



※ 割合は四捨五入により合計が100とならない場合があります。

## 5. 緑の現況と計画の課題

### (1) 社会的潮流と市政の方向から

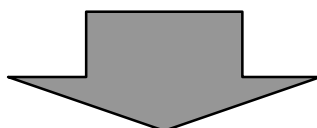
本計画は、本市における緑地の保全・創出や緑化の推進を総合的に推進するために策定されるものです。このため、本計画は社会的な潮流をとらえ、本市の市政の基本的な方向を踏まえたものでなければなりません。

社会的な潮流と市政の方向から、緑の基本計画の果たすべき役割を整理すると下図のようになります。

これらの役割を果たす計画としていくために、地域・都市それぞれの段階で、多様性、快適性、交流、既存社会資本の長期的維持、ノーマライゼーション、都市の安全性などの複合する要求を満たす事業展開が必要となります。

\* ノーマライゼーション  
あらゆる施策に、高齢者や身体障害者はもとより、子供、女性等からの視点を加え、すべての人々が、ともに家庭や地域で安心・安全・利便・快適に生活することができるようにすること。

社会的な潮流	市政の方向（松戸市基本構想より）
<p>◎環境への配慮</p> <p>地球レベルでは、生物多様性の確保、循環型社会の形成、地球温暖化の防止対策などが課題となる中で、「身近な生活環境」だけでなく、「地球環境」も意識した環境への配慮が求められている。</p>	<p>—住んでよいまち・訪ねてよいまち—</p>
<p>◎多様な価値観への対応</p> <p>生活様式の多様化・高度化に伴い、多様なライフスタイルを選択することができるまちづくりが求められている。</p>	<p>◎充実した生活都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活に身近な地域の形成（11のまち）</li> <li>・環境特性を生かした3つのまとまり 「水と親しめる川の手のまち」 「風薫る歴史のまち」 「光輝くみどりのまち」</li> </ul>
<p>◎少子高齢化社会への対応</p> <p>少子高齢化の進展に伴い、すべての人が暮らしやすい生活環境をつくることや、市民・行政・事業者などの主体が連携しながら、効果的・効率的な取り組みを進めることが求められている。</p>	<p>◎活力ある交流都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流拠点の育成・整備</li> <li>・交流都市を支える交通網の整備</li> </ul>
<p>◎都市の安全性向上への対応</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓により、日常の安全・安心だけでなく、災害時に安全性が確保されたまちづくりが求められている。</p>	<p>◎調和のとれた土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境との調和</li> <li>・ゆとりある市街地環境の形成</li> <li>・拠点にふさわしい土地利用</li> </ul>
<p>◎まちづくりへの住民参加</p> <p>行政に透明性を求める一方で、住民が、自ら身近な住環境の整備に積極的に参加する意欲が、強まっている。</p>	



### 緑の基本計画が果たすべき役割

- ◎自然環境の維持・向上に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎市民の生活圏に応じた風土や文化を大切に、快適な生活環境をもたらす緑や緑地を形成する
- ◎松戸市を舞台とした多様な交流がなされる、ネットワークの形成に役立つ緑や緑地を形成する
- ◎人に対して優しく安全な緑や緑地を形成する
- ◎市民が主体となる緑に関する事業を展開する

## (2) 緑や環境に関する資源の現況から

現在の本市の緑を取りまく状況は、相続税対策や後継者不足により樹林地や農地が減少していることなどからみても、緑の「量」を確保する事業推進は困難な状況といえます。

一方で、歴史や文化・環境などに関連する水辺や樹林地などの環境資源は、市内にまだ多く残されています。

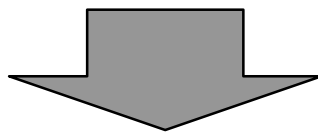
そこで、本計画では、市内に展開していく事業の「量」の確保だけを主な方針とせず、豊富な環境資源を活用するために事業の「質」の確保についても取り組むことが求められます。

### 緑の現況

- ◎公園緑地などの整備量は、約 9.3 m<sup>2</sup>/人である。
- ◎地域を代表する近隣・地区公園が少ない。
- ◎市域の緑は約 31%で、平成 7 年から平成 17 年にかけて、約 1.2 ポイントの緑が減少している。
- ◎樹林地は約 4.2%を占めている。
- ◎特別保全樹林地は開発などにより減少してきたが、下げ止まり傾向にある。
- ◎道路緑化量には地域格差がある。
- ◎ボランティア活動にかかわる市民が増えつつある。
- ◎河川など水辺環境の再生や湧水の保全が行われている。
- ◎市街化区域内の農地が減少している。

### 環境に関する資源

- ◎江戸川沿い斜面林
  - ・ 矢切に代表される斜面林の景観
  - ・ 斜面下部の数多い湧水
- ◎本土寺・浅間神社に代表される歴史的社寺の緑
- ◎市内最大の緑のオープンスペースである江戸川河川敷
- ◎松戸市の自然や文化の中心である「21 世紀の森と広場」と周辺の樹林
- ◎農地と樹林が織りなす良好な環境を持つ東部地域の谷戸
- ◎台地上の最大のオープンスペースである八柱霊園
- ◎歴史的社寺・遺跡の多い北小金駅周辺地域
- ◎低地部を流れる坂川などの河川
- ◎江戸川低地部の広大な農地



### 緑の基本計画での対応

- ◎地域の特性にあった公園を整備する。
- ◎良好な環境を形づくる樹林地や農地を保全する。  
(特に、江戸川沿い斜面林、21 世紀の森と広場周辺、矢切などの農地)
- ◎河川や道路を活用した、市街地を貫く緑を形成する。
- ◎緑の少ない本市にあって、まとまった緑のオープンスペースとなる江戸川や八柱霊園を活用する。
- ◎「農」や「歴史」といった特徴的な資源と市民とのふれあいの場を確保する。
- ◎緑を増やすために緑化施策を推進する。

### (3) 市民の意識・意見から

「総合計画第3次実施計画づくりのための市民ニーズ調査」(平成18年10月)や「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成19年3月)によると、市民の松戸市の緑に対する評価や期待は全体的に高いといえます。

一方、緑が少なくなっていること、公園の整備状況についても不満とする意見もみられます。

「松戸市総合計画前期基本計画進行管理に係る市民意識調査等実施結果」(平成19年3月)では、緑地・河川などの自然環境に満足している人の割合が、平成19年度の目標値25.0%に対し、平成18年度は18.2%にとどまっており、達成状況は低い状況にあります。

このことから、引き続き、緑豊かな松戸を目指し、より積極的な緑の保全・創出が必要であるといえます。

#### 市民の意識

##### ◎現状の緑の評価

緑が保全され、緑が増えていると評価している市民は約55%であるが、緑地・河川などの自然環境に対する満足度は低い状況となっている。

##### ◎今後の緑の重要性

今後重要であると認識している市民は88%にも達しており、緑に対する期待は高い。

##### ◎定住意向と緑

松戸市に今後も住み続けたいとする市民は約58%であり、このうち、3人に1人は緑をその要因に挙げている。

##### ◎今後のまちづくりのイメージ

今後の松戸市の都市づくりのイメージとしては、「緑花清流都市」が約43%で最も多く、自然や緑、歴史や文化など松戸がそもそも持っている良さを活かした都市に対するニーズが高い。

##### ◎財源の投資と緑

限られた財源について、生活道路の整備、公共施設のメンテナンスとともに、約28%の市民が緑に対して重点的に投資すべきであるとしている。

#### 市民の意見

◎緑の松戸といわれるように自然を大切にしてほしい。

◎静かな住宅街、緑の多い地域、農業の発展やふるさとと思えるような地域を目指してほしい。

◎斜面林などの樹林地をもつ地権者が、子どもたちが自然にふれる場所として開放・提供することを条件として、持ち続けることができるように応援したい。

◎21世紀の森と広場をこのまま守ってほしい。

◎子どもがのびのびと安心して遊べる公園や広場の整備を望む。

◎公園の配置バランスが悪い。

◎大木の保全を図るべきである。

などの意見が多くみられる。

#### 緑の基本計画への反映

- ◎引き続き「緑花清流都市」を緑の将来像として掲げる。
- ◎定住を促進していくために、緑の保全や整備を推進する。
- ◎21世紀の森と広場をさらに市民の憩いの場となるよう維持と活用の充実を図る。
- ◎子どもが遊ぶことができる公園などのオープンスペースを確保する。
- ◎大木や歴史的な場所の緑を大切にする。